

実習中の新型コロナウイルス感染症に関する対応

大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科

I 学生が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合

1. 咳や発熱（かぜの症状）が出た場合
 - 1) 発熱などがある場合は速やかに実習施設と大学に連絡し、医療機関を受診する。
 - 2) 発熱があり受診した学生は、診察した医師の指示に従う。
 - 3) 診察の結果を速やかに、実習施設と大学に報告する。
 - 4) 必要な期間の自宅待機を行う
 - 5) 欠席の取り扱いについては、実習運営委員会で協議する。

II 実習施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合

1. 実習施設が集団発生のため保健所から指導を受けた場合は、実習を一旦中止する。実習の再開または実習施設・実習期間の変更は、その後の経過により決定する。
 - 1) 実習中止期間が1週間程度の見込みの場合は、同施設において実習を再開する。
 - 2) 実習中止期間が2週間を超える場合、またはいつ再開できるか予測が不可能な場合は、実習施設の変更を行うか、実習期間の変更を行う。

III 新型コロナウイルス感染症陽性者と濃厚接触した場合

【濃厚接触とは】ここでは、①必要な感染予防策（手洗いやマスクの着用など飛沫を防ぐことなど）をせずに手で触れたり、対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で②15分以上接触があった場合を指します。※①距離の近さ
②時間の長さ（具体例）a.新型コロナウイルス陽性者（以下、陽性者）と同居、あるいは長時間接触など

1. 濃厚接触時の対応
 - 1) 実習を休み、実習施設及び大学に連絡、新型コロナ受診相談センターに相談し、医療機関を受診する。検査結果を実習施設、大学に連絡し、医師からの指示期間、自宅待機する。
 - 2) 自宅待機期間は外出を控え、発症がないことを確認し、大学に報告する。
 - 3) 症状が出現した場合は、速やかに医療機関を受診し、検査結果を実習施設と大学に連絡する。
 - 4) 欠席の取り扱いについては、実習運営委員会で協議する。

IV 学内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、大学の新型コロナウイルス感染症対策部で検討し、決定事項を連絡する。

参考資料：大阪健康福祉短期大学新型コロナ感染症対策はhpに掲載。「2020年度における講義などの実施にかかるガイドライン」「症状があるときのフローチャート」